

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

THE YONKYU CO.,LTD.

最終更新日:2015年11月25日

株式会社ヨンキュウ

代表取締役社長 笠岡 恒三

問合せ先:経営企画課 (TEL:0895-24-0040)

証券コード:9955

<http://www.yonkyu.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、広い意味ではマリンサービスの提供を通じて水産業界の発展に貢献することであります。

また、株主の皆様をはじめ、取引先、従業員、地域社会など様々なステークホルダー（利害関係者）との良好な関係を築き、継続的かつ安定的な収益確保と更なる事業規模の拡大により企業価値を高めるとともに、社会から信頼を得られる透明性の高い健全な経営を実現することがコーポレート・ガバナンスの目的であると考えております。

今後におきましても、コンプライアンス（法令遵守）の徹底ならびに経営監視・監督機能の強化を図るとともに、適時、適正かつ公平な情報開示に努め、透明性の高い健全な経営体制の確立に努めてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を実施しております。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社オフィスFRM	1,350,000	11.68
笠岡 晓美	922,151	7.97
笠岡 伸一	837,450	7.24
竹内 裕美	833,091	7.20
有限会社シンセイ	728,235	6.30
笠岡 恒三	577,345	4.99
株式会社伊予銀行	573,559	4.96
有限会社松下水産	542,500	4.69
株式会社愛媛銀行	504,653	4.36
株式会社香川銀行	500,616	4.33

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

#### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

卸売業

直前事業年度末における（連結）従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における（連結）売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
高川 英穂	他の会社の出身者					○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高川 英穂	○	現在、宇和島信用金庫の役員(非常勤の理事相談役)を兼任しておりますが、現在取引のある当該金融機関と提出会社との間に特別な利害関係はありません。なお、当該金融機関は提出会社のメインバンクではありませんし、当該金融機関からの借り入れもありません。	非常勤取締役である高川英穂氏は、金融機関の経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております、それらを当社の経営に反映していただきたい選任しております。 また、独立役員として指定した理由等については、現状における社外役員の状況および東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を充たしていることなどを鑑み、当該候補者を選任、常務会に付議し、当会での承認および本人の同意を経て、平成26年6月25日付の取締役会にて決定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5名

監査役の人数 5名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

##### ○監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、監査役会が定めた監査方針ならびに業務分担等に従い、現場往査(子会社含む)ならびに取締役会への出席や社内的重要会議にも参加し、法令、定款違反や株主利益を損なう事実等の有無について、重点的に監査を実施しております。

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、四半期ごとに年4回の定期的な報告会を開催し、監査体制、監査計画、監査実施状況等の報告、意見交換を行うとともに情報の共有化を図り、監査の実効性を高めております。

##### ○監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、代表取締役社長直轄の独立した内部監査部門である内部監査室を設置しており、業務全般にわたる内部監査を実施する体制となっております。また、監査の計画および結果については、代表取締役社長に直接報告されております。更に、被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指針等を行い、監査後速やかに改善状況を報告させるよう義務付けております。

監査計画書ならびに監査結果、改善指針および改善状況等については、全て常勤監査役に定期的に報告され、監査役会で意見交換を行うなど、監査役と内部監査室との連携が保たれております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 4名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中山 孝司	税理士													○
玉井 國夫	その他													○
鈴木 義直	他の会社の出身者													○
酒井 啓司	税理士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中山 孝司	○	過去に歴任された会社および現在においても、提出会社との間に特別な利害関係はありません。	非常勤監査役である中山孝司氏は、税理士の資格を有しており、財務・経理関連を中心とした豊富な経験と高度な専門知識を当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制の強化と外部からの客観的、中立した経営監視体制を確立するため選任しております。 また、独立役員として指定した理由等については、現状における社外役員の状況および東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を充たしていることなどを鑑み、当該候補者を

		選任、常務会に付議し、当会での承認および本人の同意を経て、平成27年6月25日付の取締役会にて決定しております。
玉井 國夫	_____	非常勤監査役である玉井國夫氏は、長年愛媛県信用保証協会に勤務し、各所の所長および本会業務部の部長を歴任されており、豊富な知識や経験を当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制の強化と外部からの客観的、中立した経営監視体制を確立するため選任しております。 なお、玉井國夫氏も独立性基準を充たしております。
鈴木 義直	_____	非常勤監査役である鈴木義直氏は、長年株式会社伊予銀行に勤務し、金融機関において培った専門的な知識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制の強化と外部からの客観的、中立した経営監視体制を確立するため選任しております。 なお、鈴木義直氏も独立性基準を充たしております。
酒井 啓司	○	現在、税理士事務所を運営し、また株式会社プロアクティブの代表者ならびに四国税理士会常務理事を兼任しておりますが、現在運営している税理士事務所および役員を兼任されている会社と提出会社との間に特別な利害関係はありません。 非常勤監査役である酒井啓司氏は、税理士の資格を有しており、財務・経理関連を中心とした豊富な経験と高度な専門知識を当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制の強化と外部からの客観的、中立した経営監視体制を確立するため選任しております。 また、独立役員として指定した理由等については、現状における社外役員の状況および東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を充たしていることなどを鑑み、当該候補者を選任、常務会に付議し、当会での承認および本人の同意を経て、平成26年6月25日付の取締役会にて決定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

#### その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 実施していない

#### 該当項目に関する補足説明

当社では、取締役への具体的な施策は実施しておりません。

#### ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)開示状況 個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

第41期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)の事業年度における当社の取締役4名(社外取締役を除く)に支払った報酬額は100,850千円、監査役1名(社外監査役を除く)に支払った報酬額は2,418千円であります。また、社外役員5名(社外取締役1名、社外監査役4名)に支払った報酬額は、9,087千円であります。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりませんが、当事業年度の役員退職慰労引当金総額として費用処理した2,206千円(取締役5名に対し21,725千円、うち社外取締役1名に対し75千円、監査役5名に対し481千円、うち社外監査役4名に対し312千円)が

含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

##### ○取締役の報酬等の額の決定方針

取締役の報酬は、月額報酬および役員退職慰労金から構成しております。

月額報酬は、業績に応じた評価に加え、各取締役の職責や成果等を勘案して決定しており、役員退職慰労金については、中長期的な企業価値向上への貢献を勘案し、社内規程に基づき決定しております。

##### ○役員の報酬等の額の決定手続き

取締役の報酬等の額は、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会で審議して取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬等の額は、監査役の協議により決定しております。

取締役および監査役の報酬限度額に関しましては、平成2年2月28日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、毎月1回定期取締役会を開催し、経営の基本方針、決定事項およびその他経営に関する重要な事項等の決定に加え、業績の進捗状況等も報告されており、当会を通じて社外役員(社外監査役)との意見交換、意思疎通が図れる体制となっております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

現状の体制は、添付しております「1. コーポレート・ガバナンス体制について」のとおり、取締役会を中心に、監査役会、会計監査人、内部監査室、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、顧問弁護士等の連携によるガバナンス体制を構築しております。

具体的な状況につきましては、以下のとおりです。

##### (取締役・取締役会)

取締役会は、代表取締役社長、取締役相談役、常務取締役、各1名および取締役3名(うち社外取締役1名)の計6名で構成されております。定時取締役会は原則月1回開催(必要に応じて臨時取締役会を開催)し、法令・社内規程等で定められた事項および経営上の重要な事項についての意思決定や業績等の進捗状況報告ならびに今後の対策等について協議し、決議しております。また、取締役会には各監査役も出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスでの違法性や著しく不当な職務執行行為がないかなど、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。

##### (監査役・監査役会)

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名と非常勤である社外監査役4名の計5名で構成されております。監査役は、監査役会が定めた監査方針ならびに業務分担等に従い、現場往査(子会社含む)ならびに取締役会への出席や社内の重要会議にも参加し、法令、定款違反や株主利益を損なう事実等に有無について、重点的に監査を実施しております。監査役と会計監査人の連携状況につきましては、四半期ごとに年4回の定期的な報告会を開催し、監査体制、監査計画、監査実施状況等の報告、意見交換を行うとともに情報の共有化を図り、監査の実効性を高めております。

##### (常務会)

常務会は、代表取締役社長、取締役相談役、常務取締役および事務局で構成されており、原則毎週1回開催し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営全般の重要な事項を協議し、代表取締役社長の業務執行を補佐しております。また、常務会で予め十分な審議を行ったうえで取締役会に付議することにより、審議の充実と適正な意思決定を確保しております。

##### (内部監査室)

当社では、代表取締役社長直轄の独立した内部監査部門である内部監査室を設置しており、業務全般にわたる内部監査を実施する体制となっております。また、監査の計画および結果については、代表取締役社長に直接報告されております。更に、被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示等を行い、監査後速やかに改善状況を報告させるよう義務付けております。

監査計画書ならびに監査結果、改善指示および改善状況等については、全て常勤監査役に定期的に報告され、監査役会で意見交換を行うなど、監査役と内部監査室との連携が保たれております。

また、金融商品取引法第24条の4の4に規定される「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」を適正に行うことにより、同法の求める水準の維持に努めております。

##### (営業推進会議)

営業推進会議は、代表取締役社長以下、各営業責任者で構成されており、直近業績の進捗状況や今後の対策など、迅速な意思決定と業務執行が行える体制となっており、定期的に開催しております。

##### (コンプライアンス委員会、リスク管理委員会)

代表取締役社長を委員長として、各部門責任者で構成する「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」を設置し、法令等遵守体制の整備・強化やリスク評価およびリスク管理の推進にも取り組んでおり、原則四半期ごとに開催されております。

##### (顧問弁護士等)

当社は、法律事務所と顧問契約を締結し、重要な法的判断やコンプライアンス上の問題点について適宜助言を受けられる体制を構築しております。また、税務関連業務に関しては外部専門家と契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

##### (会計監査人)

会計監査人は監査法人和宏事務所を選任し、監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、南 幸治氏および大塚尚吾氏であり、監査業務に係わる補助者は、公認会計士3名であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と取締役の業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、取締役6名のうち、社外取締役1名、監査役5名のうち4名を社外監査役としており、経営への監視機能を強化しております。

また、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立した経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役4名による監査が実施されることにより、経営監視機能が十分に機能する体制が整っていることから、現状の体制としております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

##### 補足説明

株主総会招集通知の早期発送 株主総会の開催日の約3週間前までに株主総会招集通知を発送しております。

集中日を回避した株主総会の設定 ——

その他 当社ホームページ上にも株主総会招集通知を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

##### 補足説明 代表者自身による説明の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催 地元の個人投資家を対象に年1回、松山で会社説明会を開催しております。なし

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 年2回、東京で決算説明会を開催しております。なし

IR資料のホームページ掲載 決算短信などの法定開示資料は、当社のホームページ上にも掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置 経理部経営企画課が担当しております。(当社ホームページ上にも掲載済み)

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

##### 補足説明

その他 株主、取引先、地域社会など幅広いステークホルダーの皆様から信頼を得られるように努めるとともに、コンプライアンスにも積極的に取り組んでおります。

また、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの立場を常に尊重し、経営に関する重要な情報を積極的かつ適時、適正に開示することを心掛け、公正かつ透明性の高い経営を目指しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・定時取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の基本方針、法定事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、職務執行を監督する。(なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する。)
  - ・また、各取締役は、会社の業務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
  - ・総務部担当取締役をコンプライアンス推進の総括責任者とし、総務部が全社のコンプライアンス体制の構築、整備・充実及び問題点の把握に努め、役員への教育・啓蒙にあたる。
  - ・監査役及び内部監査室が連携し、子会社を含めたグループ全体の監査を実施して、取締役の職務執行状況、コンプライアンス体制等を調査し、また、各業務が法令、定款及び社内規程等に準拠し行われているかを検証し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
  - ・取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - ・「稟議規程」、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行にかかる情報を文書又は電磁的記録(以下、文書等という。)に記録し、保存する。
  - ・取締役及び監査役は「文書管理規程」に基づき、常時これらの文書等を検索・閲覧できる体制とする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティなどの個々のリスクについては、それぞれ担当部署、管理責任者を定め、リスク管理の体制を構築する。(なお、子会社を含む組織の横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。)
  - ・当社グループにて不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速かつ適切な対応を図り、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、取締役会の機能強化、経営効率を向上させるため、「常務会」、「営業推進会議」を定期的に開催する。
  - ・中期経営計画及び年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化する。
  - ・代表取締役社長以下、各営業責任者で構成する「営業推進会議」を毎月1回開催し、迅速な意思決定と職務の執行が行える体制を確保する。
  - ・職務の執行に関する権限及び職責等については、「組織規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程により、各役職員の権限と責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行が行える体制を確保する。(なお、各規程類は必要に応じて見直し、改善を図る。)
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・グループ企業の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定めて、子会社の営業成績、財務状況、その他の重要な事項については当社への定期的な報告を義務付け適切な子会社管理を実施する。
  - ・監査役及び内部監査室は、定期的に子会社の内部統制の状況等について監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。
  - ・当社の役職員を子会社の役員に就任させることにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項
 

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用者を置くものとする。

なお、当該使用者が他部署の使用者を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事することとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  - ・当社グループの取締役及び使用人は、会社の業績に重大な影響を及ぼす恐れがある事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
  - ・監査役は、取締役会のほか、重要な会議等にも出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して、業務執行状況等に関する報告を求めることができる。
  - ・監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にして不利な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査役の半数以上を社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
  - ・監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項等についての情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。
  - ・監査役会は、会計監査人及び内部監査室との連携を図り、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。
  - ・各監査役が監査を実施するにあたり、監査役会が必要と認めた場合には、外部専門家等を活用することができるとする。
  - ・監査役が職務の執行について生じる費用の前払い又は償還を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力又は団体等とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持する。また、反社会的勢力からの不当な要求等に対しても、グループ全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

#### <内部統制システムに関する整備状況>

当社及び当社グループでは、社内業務全般にわたる諸規程、要領、アニュアル類が整備されており、特に内部管理体制に係る規程としては、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「リスク管理規程」などが整備されており、明文化されたルールのもとで各職位が明確な権限のもと責任を持って業務を遂行しております。

また、重要な法務的課題及びコンプライアンスに関する事項につきましては、外部の顧問弁護士に相談し、必要に応じてアドバイスを受けております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から「コンプライアンス・マニュアル」に、当該勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。

- (1) 対応統括部署等について  
総務部を対応部署とし、事案ごとに関係部署と協議し、迅速に対応しております。
- (2) 外部の専門機関との連携状況  
所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しております。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況  
総務部において、反社会的勢力に関する情報を一元管理しており、反社会的勢力に該当するかどうかの確認を行っております。
- (4) 研修活動の実施状況等  
社内研修等を通じ、反社会的勢力の排除に向けて、平素より啓発活動に努めております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

現状の適時開示体制は、添付しております「2. 適時開示体制の概要について」のとおりであります。  
具体的な状況につきましては、以下のとおりです。

(会社情報の適時開示に係る基本方針)

当社は、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所の定める規則等に則り、投資判断に影響を与える会社情報が発生した場合には、適時、適正かつ公平な情報開示を行うよう努めています。また、適時開示の基準に該当しない情報についても、投資判断に影響を与えると判断した場合には、積極的に開示するよう努めています。

開示情報については、TDnetによる開示のほか、当社ホームページに公開することで、広く投資家の皆様に当該情報が浸透するよう努めています。

(会社情報の適時開示に係る社内体制)

当社では、法令遵守ならびに金融商品市場における信用確保、会社情報の取り扱いに関する権限と責任を明確化するため情報開示に関する規程(内部情報管理規程)を制定し、適時、適正かつ公平な情報開示に努めています。

また、投資判断に影響を与える会社情報等については、経営企画課が一元管理するとともに、情報開示の要否ならびに開示内容・方法等を検討した上で経理部(経営企画課)→総務部(総務課)→情報開示担当役員→代表取締役社長に報告される体制を構築しております。

なお、開示書類については、社内関係部署をはじめ必要に応じて弁護士等への確認を行った上で開示資料を作成しております。

(決定事実の開示)

重要な決定事実については、取締役会の決議に基づき、遅滞なく情報開示を行っております。

(発生事実の開示)

重要な発生事実については、各部門長から経営企画課責任者に報告され、経営企画課において情報開示の要否ならびに開示内容・方法等を検討した上で情報開示担当役員に報告されております。

情報開示担当役員は、経営企画課より報告された内容が、重要事実等に該当するか否かを判断し、取締役会あるいは代表取締役社長の決裁を得て、遅滞なく情報開示を行っております。

(決算情報の開示)

決算に関する情報ならびに業績予想等については、取締役会の決議に基づき、取締役会終了後に遅滞なく情報開示を行っております。

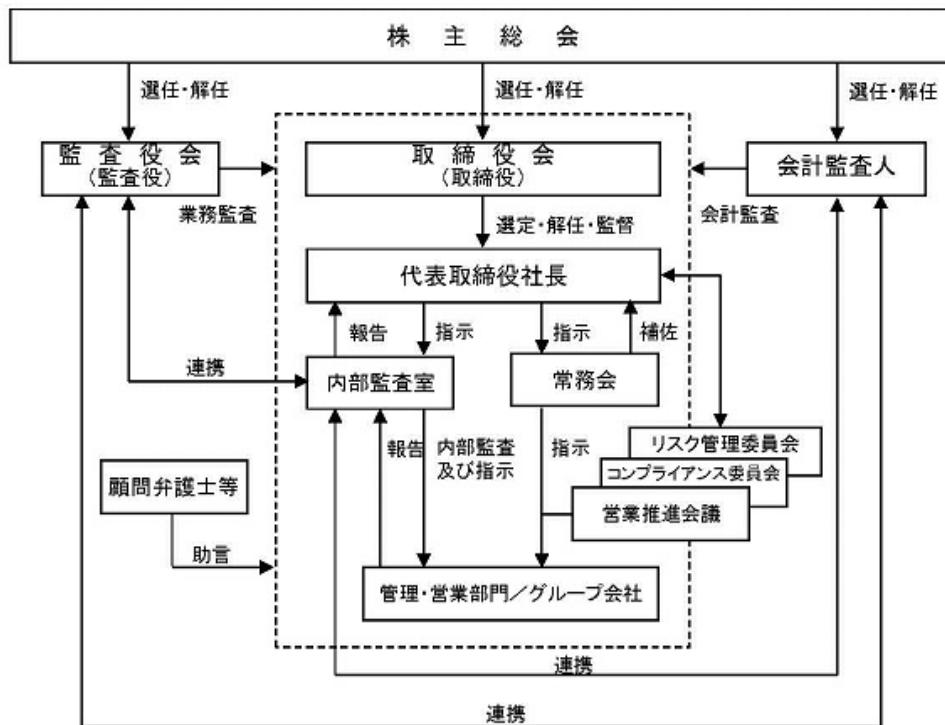
また、決算短信、四半期決算短信の開示については、決算日後45日以内に公表できる体制を構築しております。

(インサイダー取引防止)

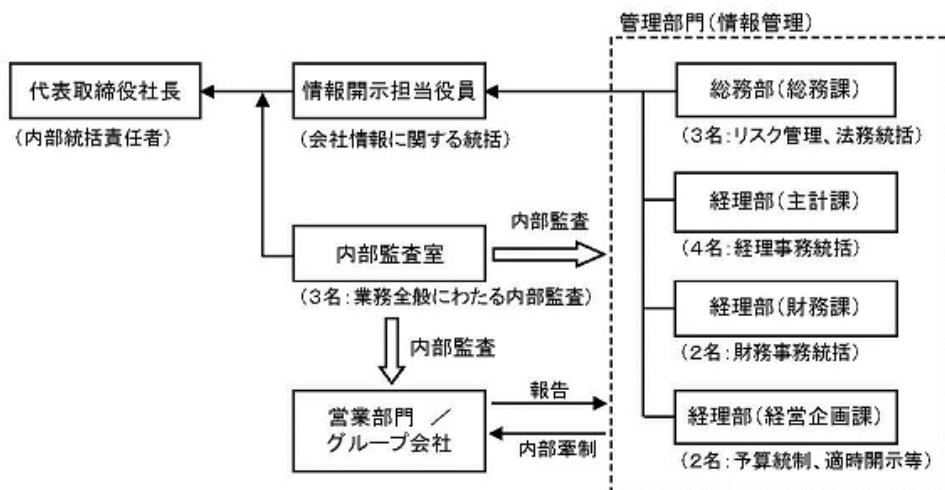
当社では、「インサイダー取引防止規程」を制定し、当社役職員による内部者取引を未然に防止するよう努めています。

## 1. コーポレート・ガバナンス体制について

- 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営組織の概要は下記のとおりであります。



- 内部統制システム（各部門への牽制機能）は下記のとおりであります。



## 2. 適時開示体制の概要について

○ 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

### 1. 決定事実に関する情報

取締役会決議後、速やかに情報開示しております。（流れ：①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧）

### 2. 発生事実に関する情報

発生後、情報開示担当役員は代表取締役社長に報告・決裁を得て、速やかに情報開示し、取締役会へ報告しております。（流れ：①→②→③→⑥→⑦→⑧→④→⑤）

